

# 介護機器レンタル助成事業

## 1 目的

高齢社会の到来により要介護者が増加するなか、在宅での介護に係る負担を軽減するため、組合員が介護機器を6か月以上レンタルした場合、その経費の一部を助成します。

## 2 対象となる要介護者

次の(1)から(3)に掲げる項目についてすべて該当する者

- (1) 組合員本人、配偶者又は組合員の2親等以内の同居親族であること。
- (2) 診察、訪問看護又は機能訓練等を継続して受けていること。
- (3) 医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士又は介護支援専門員(ケアマネジャー)により、6か月以上の期間にわたり、日常生活において介護機器が必要であると判断された者

## 3 対象介護機器

介護機器レンタル取扱事業者からレンタルを受ける次の介護機器(13種)

- (1) 車いす(ハンドル型電動車いすも含む。)
- (2) 車いす付属品
- (3) 特殊寝台
- (4) 特殊寝台付属品
- (5) 床ずれ防止用具
- (6) 体位変換器
- (7) 手すり
- (8) スロープ
- (9) 歩行器
- (10) 歩行補助つえ
- (11) 認知性老人徘徊感知機器
- (12) 移動用リフト
- (13) 自動排泄処理装置

## 4 対象レンタル期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、3に掲げる対象介護機器をレンタルした場合

## 5 助成金額

各対象介護機器の月当たりレンタル料(搬入・搬出費用を含む。工事費は助成対象外)の自己負担額の7割とします。ただし、介護機器1種類につき5,000円を限度とし、100円未満を切り捨てます。

申請書により助成金額を決定し、申請者の銀行口座に送金します。

## 6 必要提出書類

- (1) 介護機器レンタル助成申請書(第1号様式)
- (2) 介護機器必要確認書(第2号様式)

医師等から証明を受け、初回の申請時に原本を提出し、以後は写しを提出すること。  
ただし、年度をまたぐ場合や機器名等に変更がある場合は新たに証明を受け提出すること。

- (3) 介護機器レンタル取扱事業者の領収書又は請求書(写し)
- (4) 月ごと、機種ごとのレンタル料の明細が明記された書類

- (5) 介護機器の機種等がわかるカタログ（写し）
- (6) 審査にあたり、支部長が必要と認める書類

## 7 申請期限

毎月5日を申請期限とします。3か月分ごとを目安に支部へ提出してください。ただし、レンタル期間が翌年度にまたがるときは3月31日までの分を翌月の4月5日（当支部必着）までに申請してください。

※必要書類が揃わない等の理由で期限に間に合わない場合は、事前に当支部厚生貸付係へ相談してください。